

香港吉野家は、従来より中国産の米を使用していましたが、かわらずに、福島産の米や食材を一切使っていませんというようなボスターを作成しています。店舗の外から見えるようガラスや壁に張っている、このようにお聞きしているわけでござります。

私は、何とか復興しようということで、吉野家さんが善意で支援していただいたことが、逆にこういう形で、あだになってしまったと非常に残念であります。極めて深刻な風評被害だ。このように思つていいわけであります。香港の方々に正しい情報が伝わっていないというのが私は大きな問題だと思うんですね。国は、速やかに風評被害払拭への対策を講ずるべきである、このように思います。

香港へ、福島県産の農作物は、特に米は全袋を検査しているということと、世界一安全な基準である百ペクレル・パー・キログラム以下である完全な農作物しか出荷していないことなど、福島県の農産物は世界一安全、安心であることを、科学的なモニタリングの正しい情報提供やマスコミを活用し、広く周知すべき、このように考えます。が、今後の対応について、農林水産省と外務省からお答えいただきたいと思います。

○小里大臣政務官 お話しのとおり、吉野家は、本来復興支援に大変熱心な企業でありますけれども、大変不幸な展開になつていてると思います。

農水省から吉野家本社の方に聴取したところによりまして、まず同社は、復興支援のために、昨年十月、吉野家ファーム福島を設立して、そこで生産された農産物を国内で使っていこう、そういう方針を発表しておるわけであります。この報道が内外に広く配信をされたことによりまして、香港のネット上において、香港吉野家も福島県産米を使用するので、がんになりたければ吉野家を食べろといった中傷が拡散しまして、香港吉野家の売り上げが大きく落ち込んだ、そういった経緯がござります。

本でありますけれども、その中国資本のオーナーの独断で、福島県産米は使用していない旨のポスターを掲示したということでございます。これに対して、吉野家本社からは、年初にこれを確認してから、再三このポスターの撤去、表現の修正を求めてまいりましたけれども、現地の吉野家が応じていらない、そういう状況でございました。

これは大変不幸な出来事でありまして、復興に熱心な企業がとつた方策があだになってしまつた、非常に残念なことであつて、今後またこういった企業に追随する企業があるとすれば、そういったところへも大変深刻な影響を与えかねないと認識をするところでございます。

全ては、委員御指摘のとおり、しっかりと情報発信していくということでありまして、また、御指摘の香港においても、食品見本市、日本紹介イベン等の機会にブースを設置して、福島県を含む被災地の食品、食材のPR等を行つてきましたところであります。正しい情報発信とともに、さらにつれからも取り組んでまいりたいと思います。

○石原大臣政務官 菅家委員にお答え申し上げます。

まず、全般的な香港における風評被害対策についての取り組みでありますけれども、香港政府に対し、日本産品に対する輸入規制の緩和を申し入れるとともに、食品安全管理や出荷制限等、我が国の措置について正確な情報を迅速に伝達しているところであります。福島県を含む被災地の食品や農産物の安全性を今までアピールしていくところであります。

また、香港メディアや消費者に対しては、在香港日本総領事館が、東北の被災県やジエトロ、JNTO等とともに、東北の食品や観光のPRのためのイベントを行つたり、現地の大規模な見本市にブースを設置して、福島県を含む被災地の食材や酒類のPRを実施してきているところであります。

本でありますけれども、その中国資本のオーナーの独断で、福島県産米は使用していない旨のポスターを掲示したということでござります。これに対して、吉野家本社からは、年初にこれを確認してから、再三このポスターの撤去、表現の修正を求めてまいりましたけれども、現地の吉野家が応じていない、そういう状況でございます。これは大変不幸な出来事でありまして、復興に熱心な企業がとつた方策があだになつてしまつた、非常に残念なことであつて、今後またこういった企業に追随する企業があるとすれば、そういったところへも大変深刻な影響を与えるかねないと認識をすることとござります。

全ては、委員御指摘のとおり、しっかりと情報発信していくこととあります。また、御指摘の香港においても、食品見本市、日本紹介イベン等の機会にブースを設置して、福島県を含む被災地の食品、食材のPR等を行つてきたところであります。正しい情報発信とともに、さらにこれからも取り組んでまいりたいと思います。

○石原大臣政務官 菅家委員にお答え申し上げま

まず、全般的な香港における風評被害対策についての取り組みでありますけれども、香港政府に対し、日本产品に対する輸入規制の緩和を申し入れるとともに、食品安全管理や出荷制限等、我が国の措置について正確な情報を迅速に伝達しているところであります。福島県を含む被災地の食品や農産物の安全性を今までアピールしてきているところであります。

また、香港メディアや消費者に対しては、在香港日本總領事館が、東北の被災県やジエトロ、JNTO等とともに、東北の食品や観光のPRのためのイベントを行ったり、現地の大規模な見本市にブースを設置して、福島産を含む被災地の食材や酒類のPRを実施してきているところでありま

政府としては、今後とも、関係省庁、機関等と緊密に連携をとりつつ、香港における風評被害対策に粘り強く取り組んでまいりたいと思います。また、香港吉野家の本件の事案についてありますけれども、先週十四日に、日本総領事館が香港吉野家から直接経緯を聴取いたしました。福島県産食品の安全性に関し、香港市民の誤解を招かないよう、同ボスターの自制を含む適切な対応を働きかけたところであります。

政府としては、現地における事態の推移をフォローするとともに、日本産の食品や農産物の安全性に関する情報を近く総領事館のホームページに記載し、発信力を強化してまいりたいというふうに考えております。

○菅家委員 やはり、政府間で情報を提供しているということだけではなくて、その国民というか庶民というか、そういう香港の方々に限らず、世界じゅうの方が同じような潜在意識を持つていて、いうのを私は非常に心配しておりますので、やはり国策としてしっかりと、二〇二〇年にはオリンピック東京開催ですから、そこも含めて、安全安心な、きちっとしたデータを広く周知徹底するということにぜひ力を入れて対応していくべきないと要望を申し上げておきたいと思います。

次に行きます。

次は、このたびの日本の農業改革の本質的な課題、これは深刻な米の消費の減少だ、いわゆる米離れが僕はあるのではないかな。確かに人口も減つておりますが、やはり御飯を食べなくなっている、消費がどんどん低下しているわけですか、私は、米の消費拡大を国策として最優先に取り組むべき、このように考えるわけであります。

一つは、国内における消費拡大をどうするのか、いうものを進めるとともに、もう一方では、地球的ななどいいますか、世界的な視点に立って対策を講じていくべきではないか、こういう観点で伺います。

昨年、平成二十五年の十一月に、フィリピン政府から、APTERR事務局を通じて、同國中部

政府としては、今後とも、関係省庁、機関等と緊密に連携をとりつつ、香港における風評被害対策に粘り強く取り組んでまいりたいと思います。

また、香港吉野家の本件の事案についてでありますけれども、先週十四日に、日本総領事館が香港吉野家から直接経緯を聴取いたしました。福島県産食品の安全性に関し、香港市民の誤解を招かないよう、同ポスターの自制を含む適切な対応を働きかけたところであります。

政府としては、現地における事態の推移をフォロー一するとともに、日本産の食品や農産物の安全性に関する情報を近く総領事館のホームページに記載し、発信力を強化してまいりたいというふうに考えております。

○菅家委員 やはり、政府間で情報を提供しているということだけではなくて、その国民といふか庶民といふか、そういう香港の方々に限らず、世界じゅうの方が同じような潜在意識を持つているというのを私は非常に心配しておりますので、やはり国策としてしっかりと、二〇二〇年にはオリンピック東京開催ですから、そこも含めて、安全、安心な、きちっとしたデータを広く周知徹底するということにぜひ力を入れて対応していくべきだときたいと要望を申し上げておきたいと思います。次に行きます。

次は、このたびの日本の農業改革の本質的な課題、これは深刻な米の消費の減少だ、いわゆる米

離れが僕はあるのではないかと。確かに人口も減つておりますが、やはり御飯を食べなくなつてゐる、消費がどんどん低下してゐるわけですから、私は、米の消費拡大を国策として最優先に取り組むべき、このように考えるわけであります。

一つは、国内における消費拡大をどうするのかというものを進めるとともに、もう一方では、地球的ななどいいますか、世界的な視点に立つて対策を講じていくべきではないか、こういう視点でお伺いします。

昨年、平成二十五年の十一月に、フィリピン政府から、APPETER事務局を通じて、司国中部

のレイテ島付近において発生した台風被害に対する現物備蓄事業の枠組みを活用し、APTERRの現物備蓄事業の枠組みを活用した緊急的な食糧支援要請があり、我が国が拠出した現物備蓄事業の拠出金を活用し、フィリピン政府に対し、五十万ドル相当の米現物支援を決定したのであります。現在の米国際相場で換算しまして約五百トン、フィリピンの米消費量を踏まえますと、約四百万食に相当したうであります。私は、対応について高く評価を申し上げたいと思います。今後も、APTERRに対し、国は積極的に取り組むべき、このように考えますが、いかがでしょうか。

また、政府米を利用した食糧援助も実施されております。世界は、各地の紛争など、多くの避難民が食糧難で苦しんでいるわけでござりますので、日本は、平和外交の一つに食糧支援をすべきであり、もっと積極的に政府援助米を活用すべく、このように考えますが、今後の対応についてお示しをいただきたいと思います。

○小里大臣政務官 特に米を活用した食糧援助でありますが、例えば、日本が無償で食糧の、米の援助をした場合に、その地域に他の国が米を輸出しようとした場合に、そういった本来の貿易をゆがめてしまうおそれがあるわけです。したがつて、正常な貿易に支障を与えてはならないとの國際ルールでありますところのFAO剩処理原則というものがございます。その原則との整合性に留意しながら、近年は国産米とM A米、合わせて十万トン程度で実施をしてきてる、そういう現状であります。

このようなかで、近年の国産米を活用した援助につきましては、被援助国に対する事前の二一ツ調査を行いまして実施をしているところであります。ただ、残念ながら、短粒種への要望は余り多くないという現状があります。援助米として国産米を活用するためには、一方ではまた多額の財政負担が必要になると、いうこともございます。いうつたことから、国産米の援助用輸出は年間二十トンから三万トン程度で推移をしているとい

状況であります。

他方、御指摘のとおり、やはり政府米を利用した食糧援助というものは、いろいろな意味で意味を持つてまいります。特に、今我が国が国産米の輸出、日本食の海外展開というものを図つておりますが、これを推進していく上で、我が国の米に對する被援助国のニーズを高めていくということは、攻めの農業の觀点から非常に重要な要素であります。

このようなことを踏まえながら、食糧援助における国産米の活用につきましては、外務省、財務省等と連携をしながら、被援助国のニーズと財政負担を踏まえて、適切に行ってまいりたいとしているところであります。

○菅家委員 数百万人の難民の命を守るために水と食糧なもんですから、片や米が余っている、食糧が余っている、これを単純に支援をして、命を救っていくことは基本的には重要な教育をすると、大人になつても、米よりはパンと牛丼になる。つまり、幼児期における食育が極めて重要だと私は思ふんですね。そういう要素があつて、米離れが進んでいるとなるならば、国は幼児教育の中で、米、食育にもう一度力を入れただきたいと要望しておきたいと思います。

次に、米離れ対策なんですが、おぎやあと生まれて、幼児のときにパンと牛丼がうまいといふうな教育をすると、大人になつても、米よりはパンと牛丼になる。つまり、幼児期における食育が極めて重要だと私は思ふんですね。そういう要素があつて、保育園や幼稚園、そして小中学校が給食をしているわけですが、やはり米飯給食を重点的に予算化する。しつかり国財政支援を充実、拡充して、保育園、幼稚園、小中学校が連携して、米飯給食を通して食育に積極に取り組んでいくべきではないか、このように思いますが、いかがでしょうか。

○小里大臣政務官 御指摘のとおりであります。

米飯給食の推進は、これらの日本文化を担つていい兒童に対して、米がおいしい、米に親しむ教育を、そういった環境をつくっていくといふこ

とが大事な要素であると思つております。

そのため、各学校が米飯給食の実施回数をふやしていくように、農水省としても取り組んでまいりましたところであります。特に、対前年度比で米飯給食の回数が純増をした学校に対しては、あるいは幼稚園等に対しても、政府備蓄米による無償交付というものを行つております。また、優良事例につきましては、その情報提供等を通じて、米飯給食の推進を図つているところでございます。

これらの結果、平成二十四年度の米飯給食の平均実施回数が週当たり三・三回に増加をしておりまして、また幼稚園から中学校まで全国約三万校ある中で、ほぼ一〇〇%米飯給食を実施しているという状況でございます。

また、本年度からは、国内外において日本食、食文化の普及拡大を図る日本食・食文化魅力発信プロジェクトの中、学校給食地場食材利用拡大モデル事業を新たに措置して、学校給食における地元食材の使用拡大の取り組みを支援しているところでございます。

引き続き、文科省等と連携をしながら、しっかりと御趣旨に沿つた形で取り組んでまいりたいと存じます。

○菅家委員 地産地消ということで取り組んでおりますので、政府備蓄米もわかるんすけれども、やはり地元のお米を使ってるという大きな要因がありますので、これは地元で負担している

シ対策の対象者、これを經營意欲と能力のある担い手として、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、こういうふうにしておるところでございます。

さして、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案であります。なお御検討いただければと思います。

さて、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付について、政策金融公庫の青年等就農資金による無利子融資、青年就農給付金の給付、集落営農にあつては、これは四十万円の定額助成ですが、法人向けにはやる、それから認定新規就農者にあつては、政策金融公庫の青年等就農資金によるアグリビジネス投資育成株式会社による出資を育成し、託していかなくてはならない、このようになります。

○菅家委員 ぜひ前向きに、ひとつお願ひを申し

就農者を対象にするのは当然であります。私はこのように思うわけであります。

一方、販売農家全てを対象にするということは、農業で前向きに取り組む担い手の意欲を損ねてしまうのではないか、このように考えるわけであります。

今後の農業の再生、発展のために、将来の日本農業を託す担い手育成に選択と集中をして、重点的に支援すべきと考えますが、いかがでしようか。

○林國務大臣 おっしゃるとおりであります。我が国農業を安定的に发展させて、国民に対する食料の安定供給を確保していく、これは食料・農業・農村基本法第二十一条に規定がりますように、やはり効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う、こういった農業構造を確立するということが重要であると考えております。

こうした観点から、經營所得安定対策についても、全ての販売農家を一律に対象とする施策体系ではなくて、經營意欲と能力のある担い手、これを対象としていくことが必要であると考えております。

したがつて、今回の制度改正でも、ゲタ、ナラシ対策の対象者、これを經營意欲と能力のある担い手として、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、こういうふうにしておるところでございます。

さ

ます。

こういう担い手を対象にして、認定農業者にあつてはスーパーし資金、それから税制上の優遇、アグリビジネス投資育成株式会社による出資を法人向けにはやる、それから認定新規就農者にあつては、政策金融公庫の青年等就農資金による無利子融資、青年就農給付金の給付、集落営農にあつては、これは四十万円の定額助成ですが、法人化が必要となる経費に対する助成、こういうものを総合的に行つております。今後とも、意欲と能力のある担い手の支援に努めていきたいと考

上げたいと思います。

次に、生産条件不利補正交付金の対象品目や入減少影響緩和交付金の対象品目について、これも当然であります。妥当であると考えるわけであります。一方で、担い手が經營的な視点でみずから考え、収益を目指し取り組む事業に支援することも重要だと考えます。いわゆるもうかる農業、これまで前向きに取り組んでいくべきだと思うわけであります。

例えれば、会津において昭和村という村がございまして、これは海拔四百八十メートルで、人口は平成二十四年三月時点で千五百三十二人、福島県内でも過疎化、少子化、高齢化も恐らく県内一かなと思うんですね。しかし、この地形と気候条件を活用し、カスミソウの栽培に取り組んでおりまして、夏秋期の栽培面積では全國市町村別第一位の栽培規模を誇つてゐるんですね。全国四十の市場へ出荷され、年間の出荷量は四百五十万本になつてゐるそうであります。

村長さんに平均年収は幾らかとお聞きしました

ま

す。

そ

れ

か

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

ど

な

○江藤副大臣 申し上げることがないような気がいたします。全くおっしゃるとおりでございまして、私の選挙区にも村が三つありますので、非常に勇気づけられるような気がいたしました。

特に、土壤は全国さまざまでありまして、例えば政務官のところは、鹿児島ですからシラス台地、そういうところに適した作物もありますし、赤土、黒土、北海道でも適した作物があります。

ですから、我々の政権におきましても、産地交付金、これは、当初予算八百四億円を充実させて、地域の裁量でやはり重点的に支援をするような体制をまず組んでいくということが大事だと思います。それに加えて、強い農業づくり交付金、これは先生にはもう言う必要はないというふうに思います。新しい取り組みとしましては、次世代の施設園芸産地への育成、これは三十億円、二十億円とやってきておりますが、新しいICTを活用した高度な環境制御を行うような農業もこれからはやつていきたいというふうに思つております。

とにかく、これからやはりマーケットインの考え方を持つていただきたい、頑張れば、環境不利があつても、その知識と経験と創意工夫が生かされる、それを国の施策、そして市町村の施策が一体となって後押しをする、そういうふうに思つてまいりたいというふうに考えております。

○菅家委員 ぜひひとつ前向きに、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一点は、我が国の米の流通です。これは平成十六年四月から改正食糧法が施行されたわけであります。生産者が直接消費者に販売することができるようになつていています。ですから、生産者の営業努力によっては売り上げを伸ばすことができるとは当然なわけですね。

実は、私は過去に、何と弁当店を経営していたことがございまして、三十年くらい前なんですが、それが、米をつくっているのではなくて、売つている方だつたんです。

今は自由に生産者が販売できますので、意欲を持つて飲食店や旅館、ホテルへ営業販売することができるわけですね。当然、酒米も酒屋さんに直接販売することができるわけです。ですから、生産者全てに一律に交付するということは、逆に生産者の営業努力をそいでしまうことになり、自立ではなくて、ますます依存体質が強くなるのではないか、こんなふうに私は感じるわけですね。

現場の状況を調査してみると、現在、市町村においては、制度運用についての具体的なガイド

ラインや地方裁量の程度などが課題である状況下で、集落への説明対応に追われているそうです。

○菅家委員 農業地帯においては、本制度の継続性と、同時に進めておられる担い手への農地集

積の加速化を進められることに、不安の声も少なくないそうです。法制化に向けては、今年度の事業実施について検証を行い、現場の声に耳を傾けて制度設計と十分な周知期間を設けてほしいと声がありました。いかがでしょうか。お考えをお示します。

ですから、担い手が積極的に営業し、販路を開拓できるように、国は情報の提供など積極的に支援すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○江藤副大臣 新たな農政への転換について十分に御理解をいただきたい、大変感謝をしたいと思つております。

今おっしゃったとおり、出荷、販売業者の届け出制になつておりますので、自由にやれるといふことではございます。水田活用の直接支払交付金とか、産地交付金の充実をこれから図つていく、これがますます大事であります。全国ベースの需給見通しの策定に加えまして、きめ細かい県レベルでの販売進捗や在庫情報、価格情報を毎月提供することといたしております。そして加えて、この三

月の二十八日から相対取引価格の公表銘柄数、今まで四十四でしたけれども、これを九十四にふやして、情報をさらにふやしていく。

やはり、マーケットで生き残っていくには、何よりも情報だと思うんです。そして、農家の方々の自主的な判断を仰ぐにしても、情報なくして判断しろというのは暗中模索の状態になつてしまい

ますから、現場の方々にさらに意見を聞きながら、どんな情報を必要としているのか、さらに研

究を進めて、御要望に応えてまいりたいというふうに考えております。

○菅家委員 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案についてあります。実は、

ちょっと現場の声を聞いてみました。

現場の状況を調査してみると、現在、市町村

においては、制度運用についての具体的なガイド

ラインや地方裁量の程度などが課題である状況下で、集落への説明対応に追われているそうです。

○菅家委員 農業地帯においては、本制度の継続性と、同時に進めておられる担い手への農地集

積の加速化を進められることに、不安の声も少な

くないです。法制化に向けては、今年度の事

業実施について検証を行い、現場の声に耳を傾けた制度設計と十分な周知期間を設けてほしいと声

がありました。いかがでしょうか。お考えをお示

していただきたい。

また、地元、これは会津若松なんですけれども、現行制度の農地・水保全管理支払制度を活用しているのは十一団体であるのに対しまして、新

制度については、現時点で七十集落以上が参加の意向を示しております。地域政策として期待が

ある一方、市町村職員の事務負担が相当なものとなつているそうです。加えて、現在審議されている法案においては、市町村が促進計画の策定と事業計画の認定をすることとされております。法制化により、地方の財政負担や事務負担が増加する

ことのないよう、配慮してほしいと要望が寄せら

れております。

○菅家委員 地方分権の観点から、農政分野においても地方

の自主性を最大限に尊重し、國の地方自治体に對

する関与は最小限とする仕組みにしてほしいとの

要望がありますが、お考えをお示しいただきたい

と思います。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

まず、現場への周知あるいは現場の声を丁寧に

聞き取るべきという御指摘でござります。

日本型直接支払いにつきましては、これまで、

地方自治体等に対する説明会等の開催に加えまし

て、現場からの質問等に対しQ&A集を作成してホームページに掲載するなど、周知を図っております。また、お問い合わせの窓口を設置いたしまして、農業者の方ですとか県、市町村、関係団体等からの御質問への対応を随時行っております。こういった農村現場への制度の丁寧な説明に努めているところでございます。

本制度の法制化に際しましても、この制度を広く御理解いただいて、円滑かつ適切な活用を図つていただけるように、地方自治体の担当者ですとか農業者の方々等を対象に、現場が法制制度の運用あるいは事業の申請等に当たつて参考にできるような資料等を作成して、制度の仕組みや考え方等について丁寧な説明を行つてまいりました。

また、事務負担に関する御質問がございました。そこで、事務手続等の簡素化につきましては、広く多くの方から御意見、御要望をいたしておられます。

こういったことも踏まえまして、新たに創設いたしました多面的機能支払いの事務手続につきましては、集落等で作成いたく書類のひな形を示したり、あるいは該項目をチェックすればいい

という様式を導入したり、さらに、実施状況の確認に必要な活動組織からの提出書類等とか市町村の確認事務を簡素化するといったことを行いまして、推進事務に要する経費の定額助成を行

ます。また、推進交付金につきまして、平成二十五年度の農地・水保全管理支払推進交付金では約十億円でしたものを約三倍に増額いたしまして、平成二十六年度予算に約三十億円を計上しているところでございます。

日本型直接支払いの法制化に当たりまして、同様の観点に立ちまして、市町村が作成する促進計画のひな形をお示したり、あるいは事業計画の認定に際して、市町村がチェックする書類について、現行の様式との連続性に配慮するなどを検討しているところでございます。法制化に当たり

まして、市町村の事務負担が軽減されるよう、十分に留意してまいりたいと考えております。

○菅家委員 時間になりましたので、これで終ります。ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、石田祝穂君。

○石田(祝)委員 公明党的石田祝穂です。

きょうは、三十分時間をいただきましたので、質問をいたしたいと思います。

その前に一言申し上げますが、あすからオバマ大統領が二泊の予定で来られる、こういうことがあります。焦点は、TPPの交渉がどうなるのか、こういうことだろうと思います。

昨日、私も農業団体の主催の会合に参りましたで、私たちのスタンスはもうはつきり決まっている、これは、自由民主党の立場であれば、自由民主党の決議と委員会決議、私たちは委員会決議を守つてもらう、その大前提で我々の考え方を決まっているんだ、こうふうにとも申し上げまして、そこからはみ出るようであれば、我々も考えていかなくちゃならない、こういうことも申し上げたところでございます。

その上で、私は、とにかく、そういう決議で我々の考え方をつきりさせてるので、その上に立つて、政府を、しっかりと決議を守れるような交渉の結果を得ていただくために、我々も応援をしよう、こういうことも申し上げてきたところでございます。

これは、質問の通告はいたしておりませんけれども、あした、あさつて、このTPP、オバマ大統領が来られて、大臣が直接オバマ大統領と交渉されることはないだろうと思いまして、大臣、御発言できれば、一言お願ひいたします。

○林国務大臣 今委員からお話をありましたように、オバマ大統領が訪日をされるということになつております。

先ほどもお答えをあるいはしたかもしけれども、これが一つの節目ではありますけれども、し

かし、期限をやはり設けずに交渉する、これが大事である、こういうふうに考えております。

○菅家委員 今お触れいたきました衆参両院の農林水産委員会の決議を踏まえて、期限を定めず、国益を守り抜くように、全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○石田(祝)委員 ゼひ、その方針で頑張つていた

だきたいというふうに思つております。

私は、きょうは何点か御質問をいたしますが、一つは、調査捕鯨についてでございます。

これは先日も質問をいたしまして、我が党としては、政府の結論が出る前に、官房長官に対しても、二十二日どうなるか、きょうは二十二日ですけれども、二十二日から船川の方で出港の準備をしている、許可書を早く発給すべきではないか、こういうことも官房長官にも申し上げてきたところでございます。

その後の経緯について、結論は、北西太平洋の調査捕鯨の捕獲頭数については、見直した上で許可書を発給した。こうしたことでありますけれども、IJCの結論から許可書を発給するに至つた経緯について、大臣にお伺いをいたしたいと思います。

○林国務大臣 三月三十一日の国際司法裁判所による南極における捕鯨裁判の判決を受けまして、政府において、具体的な対応につきまして、判決の内容を慎重に精査した上で、検討を続けてきたところでございます。

なお、北西太平洋鯨類捕獲調査に含まれる春季の沿岸の方の調査でございますが、これは調査開始日を四月二十六日に延期する旨、調査の総括者から水産庁に対して連絡があつた、こういうふうに承知をしているところでございます。

○石田(祝)委員 三月にそういう判決が出て、その後、さまざま検討を慎重にしていただきた結果の結論である、こういうことでありますから、我々としても、やはり調査捕鯨を継続すべきだ、こういう立場でございます。

○菅家委員 三月にそういいう判決が出て、その後、さまざま検討を慎重にしていただきた結果の結論である、こういうことでありますから、私は、きょうは何点か御質問をいたしましたので、まず、今回の政府の判断に対しては敬意を表したい、こういうふうに思つております。

それで、北西太平洋は、そういう形でさまざま工夫をして、今回出るようになつたわけでありますが、JARPA IIの南氷洋の調査については、こういうことも官房長官にも申し上げてきたところでございます。

その後の経緯について、結論は、北西太平洋の調査捕鯨の捕獲頭数については、見直した上で許可書を発給した。こうしたことでありますけれども、IJCの結論から許可書を発給するに至つた経緯について、大臣にお伺いをいたしたいと思います。

○林国務大臣 その中ので、今御披露いたしましたように、公明党さんからも申し入れをいただいておつたところでございまして、そういうものも頭に置きまして、北西太平洋の鯨類捕獲調査については、十八日に私の方から談話を出させていただきましたけれども、平成二十六年度は、判決に照らして、調査目的を限定するなどして規模を縮小して実施をする。また、DNA等の採取など、目視調査以外の非致死的調査の可能性について検証する、こういふうにさせていただいたところでございます。

○相川政府参考人 お答え申し上げます。

シーシェパードによる我が国の調査捕鯨船への違法な暴力行為は、船員の生命を脅かすとともに、海上の安全を損なう行為であり、極めて遺憾

係府省連携のもとで、全力で検討を進めていきました、こういうふうに考えております。

○石田(祝)委員 これは判決に沿つた中身で直してく以外にはないだろ。先ほど申し上げたように、調査そのものについての有用性、有効性は評価をしているわけですから、そこのところを今度は間違ひなくやれるように、御努力をお願いいたしたいと思います。

そして、私は、次に外務省にお伺いをしたいんです。今回の判決に至つた理由の中で、いわゆる捕獲頭数が少ないということで調査の目的を達していないのじやないのか、こういうことがあります。そこで、私は、なぜ捕獲頭数が予定されたものよりも少ないと判断されたのか。これは誰が見ても、私が言えど、はつきり言ってシーシェパードの妨害しかし、そのやり方が決められた範囲を逸脱している、こういうことだつたのだろうと思ひます。しかし、なぜ捕獲頭数が予定されたものよりも少なかつたのか、調査目的に達するまでの頭数じやないかと判断されたのか。これは誰が見ても、私が言えど、はつきり言ってシーシェパードの妨害ですかからしても、極めて遺憾な行動を重ねてとつてますよね。いわゆる公海上での船の安全という観点からしても、極めて遺憾な行動を重ねてとつてますよね。そして、それをまだ旗国がちゃんと処理してくれる。

○林国務大臣 我が国は鯨類を、他の水産資源と同様、重要な食料資源として位置づけておりまして、科学的根拠に基づいて持続的に利用されるべきである、これが基本的認識でございます。こうした認識に基づいて、商業捕鯨の再開を目指し、そのため必要な科学的情報の収集を目的とし、鯨類捕獲調査を実施してきたということです。そのための調査でございます。

○相川政府参考人 そのために必要な科学的情報の収集を目的として、鯨類捕獲調査を実施してきたということです。ですから、邪魔をしておいて、少ないじやないんですかでも、邪魔をしている国に船籍を置いて、そしてその国が提訴して、今回のこういうことになつたということでありますから、これは非常に常なる矛盾であります。

○林国務大臣 ですから、邪魔をしておいて、少ないじやないんですかでも、邪魔をしている国に船籍を置いて、そしてその国が提訴して、今回のこういうことになつたということでありますから、これは非常に常なる矛盾であります。

○相川政府参考人 そのために必要な科学的情報の収集を目的として、鯨類捕獲調査を実施してきたということです。だから、物理的な、その場の動きに對して、これは物理的な、その場の対抗措置ということではなくて、今回の判決に至つたその大前提としての動きに對して、外務省としてこれからどう対応していくのか、御答弁をお願いします。

○相川政府参考人 お答え申し上げます。

シーシェパードによる我が国の調査捕鯨船への違法な暴力行為は、船員の生命を脅かすとともに、海上の安全を損なう行為であり、極めて遺憾

り、差額関税制度は維持しますという一般的な報道あるいは国民の認識、何か関税が維持されるんだなどというふうに思うんですけれども、やり方によつては、豚についてはほとんど関税がない、そういう状況が生じ得る可能性があります。

なぜ私は豚について取り上げたかというと、今回の農政の見直しの中に、この委員会でも何度も議論されました、一つの大きな農政の見直しの方向性は、飼米に転換していくことです。四百五十万トン。では、牛はこのうちどれだけを予定しているかというと、極めて少ない。最大限入つても、三%や一%ですね。大きいのは、やはり豚と鳥であります。国内の養豚農家が大きな影響を受ければ、今我々が議論をしている、飼米に大きく寄せていくという方向性自体が、前提が大きくな崩れるおそれがあるわけです。

交渉の間の話で、なかなかお答えにくい、いただけないと思いますけれども、まず、大臣にお伺いいたします。

当委員会での決議もやりました。牛肉、豚肉を初めとした重要な五項目についてはしっかりと聖域を守ることでありますけれども、単に差額関税制度を維持することだけでは、この決議を守つたことにならないと私は思っています。先ほど申し上げた複雑怪奇な差額関税制度の中で、基準輸入価格をいたずらに引き下げない。

つまり、どうしたことかというと、今枝肉四百九円だとしたら、二百円台、百円台になつたとしますね。幾ら安いアメリカの豚だとしても、キロ百円や二百円のものはないですよ。アメリカからの輸入豚肉のほとんどが基準輸入価格以上です。つまり、差額関税の適用を受けない領域です。今だと四・三%，これが半分になれば二・二%の領域で全ての豚肉が輸入されるということになります。

だから、差額関税制度が維持されて、何か二〇%とか三〇%，高い関税が維持されているような雰囲気が出ますけれども、実は、基準輸入価格をぐつと引き下げて、分岐点価格以上の従価税率を

半分にすれば、事実上、我が国に入つてくる豚肉は二%台の、全てがですよ、全ての部位に対しても二%の関税しかからない。

これが本当に国会の決議を、あるいは自民党の決議を守つたことになると私は到底思えないんです。この点について大臣の御見解を、今現在の御見解をお聞かせください。

そこには、特にTPPの場合には、牛、豚、こういうふうに書かれておつたというふうに記憶をしておりますので、この決議を踏まえて、先ほどあなたかにお答えしたように、オバマ大統領の訪日というのは一つの節目であることは事実であります。ですが、期限を定めずに粘り強く交渉することによって、この決議を踏まえて国益を最大限に獲得していく、これを今までどおりやつていただきたい、こういうふうに思つております。

○玉木委員 なかなかお答えにくいとは思うんで

す。

私は、実は、TPP交渉の中で、もし実現でき

るとしても、もし与党として継続してこの話に加

わることができるとしたら、やりたいことが

一つあつたのは、ある種アメリカの外圧を利用し

て、この際、差額関税制度を廃止したらいと

思つていたんです。

その代替として、リーズナブルな、効果的な、

例え一五%あるいは一〇%，アメリカとの交渉

になりますけれども、適切な関税率のフラットな

関税を入れて、我が国の国内の養豚産業を守れ

る、本当に効果的な制度にシンプルに改めていく

といふことも一つかなといふふうに実は思つてお

りました。

ですから、改めて申し上げたいのは、差額関税

制度を維持します、このことをアメリカと合意し

ましたということを高らかにうたつても、実質す

かすかになつてゐるという可能性があるので、そ

の点については、与党の先生方にも、ぜひ党内で

の議論のときに、これは農林水産委員会のメン

バーの方からしか出ないとと思うので、そこは大丈

夫なのかなということを厳しく指摘をいただきたい

と思います。

なぜ差額関税制度がちつとも国境措置としてき

かないのかということについて、傍証を一つ挙げ

たいと思うんです。

関税をかけますね。関税をかけたら、関税を払

います。ですから、どれだけの関税収入がちゃんとあるのかということが、ある種関税がきいてい

るかどうかのマルクマールになります。

そこで、財務省に、関税局に伺いたいんですけど

れども、この差額関税制度が導入されて、とりわけウルグアイ・ラウンド合意以降の差額関税の脱

税総額は幾らになりますか。あわせて、脱税額の多い、上位ナンバーワン、ナンバーツー、ナンバースリーを教えてください。

○後藤政府参考人 お答えいたします。

ウルグアイ・ラウンド合意後、これは平成五年

十二月以降において税関で犯則処分を行つた、豚

肉差額関税制度を悪用した関税逋逃事犯の脱税総額は約五百三十六億円となつております。

このうち、脱税額の上位三件につきましては以下

のとおりでございます。第一位が、平成二十四年五月に告発しました脱税額約百三十六億円の事案、第二位が、平成十八年十二月に告発した脱税額約百十九億円の事案、そして第三位が、平成十七年五月に告発した脱税額約六十三億円の事案となつております。

以上です。

○玉木委員 皆さん、お聞きになりましたか。脱

税で、よくいろいろなところで捕まりますよね、

査察が入つたりして、数億円とか。これは百三十

六、一つの事案ですよ。これは、本来なら、しつかりとした関税をかけて、つまり、それがかかる上でのある種高い豚肉が入つてこなきやいけないのをすり抜けているわけですね。

今、犯則事案だけをお答えいただきましたけれ

ども、私の計算によると、そんな規模じゃなく

い上げたいと思います。

ですから、改めて申し上げたいのは、差額関税

制度を維持します、このことをアメリカと合意し

ましたということを高らかにうたつても、実質す

かすかになつてゐるという可能性があるので、そ

の点については、与党の先生方にも、ぜひ党内で

の議論のときに、これは農林水産委員会のメン

度というのは、輸入価格が低くなればなるほど、それを埋めるのが多くなる制度なんですね。ですから、この申告価格がほとんど分歧点価格、つまり四・三%の安い税率が適用されるそのぎりのところに全て張りついているんです。おかげで、安いものだつて、価格はいろいろあります。だから、どれだけの関税收入がちゃんとあるのかということが、ある種関税がきいているかどうかのマルクマールになります。

そこで、財務省に、関税局に伺いたいんですけど、れども、この差額関税制度が導入されて、とりわけウルグアイ・ラウンド合意以降の差額関税の脱税総額は幾らになりますか。あわせて、脱税額の多い、上位ナンバーワン、ナンバーツー、ナンバースリーを教えてください。

○後藤政府参考人 お答えいたします。

ウルグアイ・ラウンド合意後、これは平成五年十二月以降において税関で犯則処分を行つた、豚肉差額関税制度を悪用した関税逋逃事犯の脱税総額は約五百三十六億円となつております。

このうち、脱税額の上位三件につきましては以下のとおりでございます。第一位が、平成二十四年五月に告発しました脱税額約百三十六億円の事案、第二位が、平成十八年十二月に告発した脱税額約百十九億円の事案、そして第三位が、平成十七年五月に告発した脱税額約六十三億円の事案となつております。

以上です。

○玉木委員 皆さん、お聞きになりましたか。脱

税で、よくいろいろなところで捕まりますよね、

査察が入つたりして、数億円とか。これは百三十

六、一つの事案ですよ。これは、本来なら、しつ

かりとした関税をかけて、つまり、それがかかる

上でのある種高い豚肉が入つてこなきやいけ

ないのをすり抜けているわけですね。

今、犯則事案だけをお答えいただきましたけれ

ども、私の計算によると、そんな規模じゃなく

い上げたいと思います。

ですから、改めて申し上げたいのは、差額関税

制度を維持します、このことをアメリカと合意し

ましたということを高らかにうたつても、実質す

かすかになつてゐるという可能性があるので、そ

の点については、与党の先生方にも、ぜひ党内で

の議論のときに、これは農林水産委員会のメン

度というのは、輸入価格が低くなればなるほど、それを埋めるのが多くなる制度なんですね。ですから、この申告価格がほとんど分歧点価格、つまり四・三%の安い税率が適用されるそのぎりのところに全て張りついているんです。おかげで、安いものだつて、価格はいろいろあります。だから、どれだけの関税收入がちゃんとあるのかということが、ある種関税がきいているかどうかのマルクマールになります。

そこで、財務省に、関税局に伺いたいんですけど、れども、この差額関税制度が導入されて、とりわけウルグアイ・ラウンド合意以降の差額関税の脱税総額は幾らになりますか。あわせて、脱税額の多い、上位ナンバーワン、ナンバーツー、ナンバースリーを教えてください。

○後藤政府参考人 お答えいたします。

ウルグアイ・ラウンド合意後、これは平成五年十二月以降において税関で犯則処分を行つた、豚肉差額関税制度を悪用した関税逋逃事犯の脱税総額は約五百三十六億円となつております。

このうち、脱税額の上位三件につきましては以下のとおりでございます。第一位が、平成二十四年五月に告発しました脱税額約百三十六億円の事案、第二位が、平成十八年十二月に告発した脱税額約百十九億円の事案、そして第三位が、平成十七年五月に告発した脱税額約六十三億円の事案となつております。

以上です。

○玉木委員 皆さん、お聞きになりましたか。脱

税で、よくいろいろなところで捕まりますよね、

査察が入つたりして、数億円とか。これは百三十

六、一つの事案ですよ。これは、本来なら、しつ

かりとした関税をかけて、つまり、それがかかる

上でのある種高い豚肉が入つてこなきやいけ

ないのをすり抜けているわけですね。

今、犯則事案だけをお答えいただきましたけれ

ども、私の計算によると、そんな規模じゃなく

い上げたいと思います。

ですから、改めて申し上げたいのは、差額関税

制度を維持します、このことをアメリカと合意し

ましたということを高らかにうたつても、実質す

かすかになつてゐるという可能性があるので、そ

の点については、与党の先生方にも、ぜひ党内で

の議論のときに、これは農林水産委員会のメン

さて、本題の法案の話に移りたいと思います。

資料の一をござらんいただきたいと思います。

これは、鷲尾委員からもたしか質問があつたと思ひますし、この委員会でも何度も議論されましたし、他の野党的先生からも質問を幾つかいたきましたが、戸別所得補償制度というのが農地の集積あるいは構造改革を阻害しているのではないかのか、こういうことをもう何度も何度も言わされました。

私が大変不快なのは、前回も言いました、農水省がおこなっているパンフレットのQアンドAの中に、なぜ米の直接支払交付金は削減、廃止するのでしょうかといふところの③に、「農業者の高齢化により進みつつある農地の流動化のペースを遅らせる面があること」ということが書いてあるわけですね。私は、これはどうも納得できない。

集落営農組織がふえたという話はしました。これに対して、最近、ここにあります大臣の答弁は、担い手経営安定法に基づく経営安定対策を導入したのが十九年で、その年の権利移動面積は十

三万ヘクタール、十二・七ですね、それに対して、戸別所得補償制度が導入された平成二十二年は約九万ヘクタール、九・三ですね、ということですで、流動化のペースが鈍化したと。こういう説明を皆さんも何回も聞いておられたと思います。

確かに、うそではありません。平成十九年、約十三万ヘクタール、平成二十二年、九・三万ヘクタールですね。ただ、トレンドを見てください。経営所得安定対策を入れて、確かにそのときは権利移動面積がふえました。しかし、その後、ずっと減少傾向なんです。

こういうことに對して、問題がある、その問題の一つがやはり農家経営が安定しないことだろう。農家の経営が大きくなつちやくても安定して、その中で面的拡大や集積を進めていく。我々は、経営所得安定対策は否定しません。経営所得安定対策があつて、かつ岩盤的な措置があつて、やはりこの二つがあわせ持つて農地の集積や構造改革も進んでいくというのが我々の理念であ

りました。

見ていただくと、二十二年、これはまさにモデル事業で最初に入れました。そして、それが定着をし、二十三年、二十四年と戸別所得補償が安定的に広がっていくわけありますけれども、この間、二十二から二十三は、大きく権利移動面積はふえているわけであります。

私は、減少傾向にあつた構造改革の流れや集積の流れが、戸別所得補償という岩盤対策が入つたことによって、それを阻害するよりも、むしろ下支えして加速する効果もあつたんじゃないかといふことはこの数字が示していると思うんですね。

もちろん、戸別所得補償が全部が全部いいとは思いません。ただ、役所が配るような公式のパンフに書いていて、しかも、こういう数字があるのに、

流動化がおくれた理由として権利移動面積のことを取り上げるのであれば、私は、これはバランスを欠いた記述だし、これまでの答弁もそうだと思います。

ですから、安倍政権全体に多少言えるところがあると思っておりますし、予算委員会でも指摘しましたけれども、うそではないんですけど、都合のいい数字だけをとつて、あたかも全て戸別所得補償が悪い、それ以外のものが全部いいという

のは、少しバランスを欠いた議論になつていなかなというふうに思うんです。

私は、与党時代からも言つています。名前を変える必要があれば名前を変えればいい。変えるべきところがあれば変えればいい。ただ、効果を発揮し、農家のためになり、将来の農業のために役立つことであれば、それは与野党を超えて、残す

べきところは残した方がいいのではないかといふふうに思うわけですね。

ですから、イメージで語られること、特に、農業のこともよくわからぬ、都會しか見ていないふうに思つています。真実は常に現場にしかありませんから、やはりこの二つがあわせ持つて農地の構造改革も進んでいくというのが我々の理念です。真実は常に現場にしかありませんから、やはりこの二つがあわせ持つて農地の集積や構造改革も進んでいくというのが我々の理念であ

があるのではないかと私は感じるわけであります。

長々と演説してしまいましたけれども、要は、大きな農政の改革をやついているので、できるだけあるのだとすれば、そこについては、例えば面積を限定するとか、いろいろなことは、やりようはあると思いますけれども、そのすっぽりと抜けているところについては対応していく必要があると私は思うんです。

これは事務方に確認しておきたいんですけども、二十二年から二十三年は権利移動面積はふえていますね。ふえているということをお認めください。

○奥原政府参考人 農地の権利移動の面積でござります。

ちょっと数字を申し上げますが、これは所有権の移転と利用権の移転を含んだ数字でございます。まず、十七年度、これは八万七千ヘクタールでございまして、十七年度以前は大体八万から九万ぐらい、このぐらいの数字で動いておりました。これが、次の十八年度から数字がふえておりまして、十八年度が十二万四千、それから十九年度は十二万七千になつております。これは、十九年から、担い手経営安定法で、認定農家その他担い手に対して交付金を出すということが明確になつたためでございます。施行されたのは十九年四月からでございますけれども、制度のアナウンスは平成十七年十月に行われております。この結果として、十八年度、十九年度のところは数字がかな

ります。真実は常に現場にしかありませんから、やはりこの二つがあわせ持つて農地の構造改革も進んでいくというのが我々の理念です。真実は常に現場にしかありませんから、やはりこの二つがあわせ持つて農地の集積や構造改革も進んでいくというのが我々の理念であ

タール。それから、二十一年度は九万三千。それから、所得補償が導入されました二十二年度は、同じく九万三千でございます。

その次の二十三年度の数字は十万九千ヘクタールとなつておりますが、これは、一つは、この所得補償の中で、本体とは別に規模拡大計算、受け手の方につきまして十アール二万円の制度が二十三年度から始まつております。この効果もあるものというふうに思つております。

○玉木委員 私は、経営所得安定対策、品目横断ですね、この効果は否定しません。確かにふえています。私は、大切なのは、品目横断と岩盤的な所得補償を組み合わせてやることが、実は日本の農業の構造改革を最も加速させるんじやないかと、いう理念に基づいてこの質問をしているんですよ。

ですから、今、奥原局長がおつしやつたような十七年から十九年の動き、これもそうだと思います。そして、二十二年からの動き、もちろん、他の私も何度も言つている例えは規模計算や農地集積協力金、この後入つてきますけれども、さまざまなことが相組み合わさせてこういうふうになつています。

ただ、言えることは、所得補償を入れたからといって、そのことがマイナスの要因になつていいことは、私はこの数字は示しているというふうに思つてるので、その点もよく考えて、制度設計等、今後の対応を決めていただきたいというふうに思つております。

もうあと四分なので、裏返して資料二を見てください。ちょっとと横式図をつくりました。「デフォルメしていきますので、必ずしも全て正確じやないですが、私が言つてることはどうううに書いてい

ります。別にどちらがいい、悪いではなくて、我々の考えは、これの整理の仕方によります。

まず、民主党の方を見ていただきたいんですが、農業者に対する支払いの仕組み、これはどちらも大事だと

得補償というのではなく、岩盤部分として条件不利性を、かばつと販売価格とコストの差のところに当てはめることによって、まず経営の安定をつくります。それで、さらに、傾斜があるところとか条件不利なところには条件不利加算的に中山間の直払いを乗せ、さらに、有機農法とか、コストはかかるけれども環境に調和した農法をやるところには上に加算を乗せていく、こういう整理で個々の農家に対する仕組みはつくっています。

ただ一方で、もちろん、非農家も含めて池の管理とかいろいろなことをやって、共同活動を我々も重視しますから、そこはそれとして農地・水の共同活動を入れますし、同じように、条件不利なところでそういった共同活動をするところには中山間の直払いを入れていく、こういう体系になっています。

それに対して、自民党の方は、これはむしろ經營所得安定対策、いわゆる産業政策と地域政策というふうに分けているという整理の方がわかりやすいかもしれませんのが、あえて農業者と共同活動というふうに整理しますと、今回のいわゆる多面的機能支払い、創設されたと言われている農地維持支払いと資源向上支払いは、共同活動に対する払いですね。中山間の直払いも、環境保全型農業直接支援も、細かい運用の見直しによって農業者個人にも行きますけれども、法律上のうつたては、この三つは一本の法案として農業者団体等に行くというがます原則になっています。つまり、共同の団体に対する支払いということが基本的な位置づけなわけですね。

ただ、上の二つについては、民主党政権でも導入しましたけれども、半分ぐらいは個人に行くようになります。環境保全型についても、なかなか有機なんというのは、みんなでやるというよりも個々でやっていますから、これも個人にできるように随分運用の見直しはされているので、点線で書いていますので、こっち側の左に寄つてくる領域があることは否定しません。

問題は、一番下の端の多面的機能支払い、日本型直接支払いの一つですけれども、ここについては、個々の農業者に対する力バーはないんです。ないですねと聞いたら、いやいや、農業者だけでもつくる団体を今回新たにカテゴリーとして設けるので、そこが農業者に対するものに当たりますと言ふんですが、あくまで農業者の団体です。だから、ここの中の左の下のところはすばつと書いています。ここを我々の政権と同じにしろとは言いません。埋めるべきところがもあるとしたら、ここはやはり埋める必要があると私は思つてゐるんです。

そのことが、先ほど資料の一で申し上げましたけれども、面的な集積や、あるいは所得を安定させ、よつてもつて経営を安定させ、そしてそれが次なる規模拡大やさまざまな構造改革の展開につながつていくということを支援する側面が私はあると三年三ヶ月あるいは四年間の実績で思いますが、ぜひこの空白の白い部分、つまり、多面的機能を個々の農家で、水田が水田として維持されることをもつて発揮されるところに対しても何らかの手立てを政府・与党案の中でもぜひ取り入れていただきたいということを強く強く申し上げまして、時間が参りましたので質問を終わりたいと思います。

終わります。

○坂本委員長 次に、鈴木義弘君。

○鈴木義弘委員 先週に引き続きまして、質問させていただきたいと思います。日本維新の会、鈴木義弘です。

今も大分激しい御質問が続いたんだと思うんですね。先週、その前も、御質問された方もいらっしゃると思うんですけども、六法についてのうち何点か、最終的な確認という意味で質問させていただきたいたいと思います。

収入減少影響緩和対策という制度で今回スタートするんですけども、今ある農業共済制度の仕組みを統合していくことも検討しているというお話を聞くんですね。ゲタとかナラシだとかといふ

ふうな制度をこれからも活用していくんだと想っています。今、アメリカでも、農業の保護政策をとつていて、小麦の価格が高どまりをしているんだそうです。アメリカあたりも、やはり農家がもうかり過ぎているんじゃないかという話で、直接的な保護政策から、今度は保険の方にシフトしていくんじゃないか、保険の中に税金を投入して価格の安定化を図つていこうじゃないかという仕組みも来年からスタートするようなことも聞いておりまます。

日本においても、やはり共済制度があつたり、影響緩和対策として一本化していった方が私はいいんじゃないかと思うんですけれども、今回、その導入と一緒にしなかつた理由、また、来年から、もし保険の制度を導入しよう、統合しようとしたときに、現場が混乱するんじゃないかといふうに思うんですけれども、閣法と衆法で、お出しへなつた両方の提出者の方から御意見を頂戴したいと思います。

○江藤副大臣 現場の混乱は絶対に避けなければならぬことだというふうに考えております。

もう大臣から何度も答弁させていただいておりますが、二十六年度予算におきまして、当初で調査費を今計上しておりますので、これできつちんと調査をさせていただきて、作付前の加入から納税申告までの一サイクル、大臣が申し上げましたフィーディングビリテイースタディー、これをやつた上でやらなければならない、これがまさに慎重にやるということだと私は考えております。

結論から申し上げれば、今、農業共済と収入減少緩和対策、これの関係性、どのように統合していくかについても、まだ詳細な設計等はできていないというのが正直なところでありますので、大臣が申し上げました、先ほど石田先生との質疑の中でもありましたように、七千五百円がなくなる

タイミングに合わせるという意味ではありませんけれども、やはり導入に当たっては、現場の混乱がないように、きっちりとした検証を進めてまいりたいというふうに考えております。

○玉木議員 今、鈴木先生がおっしゃった観点は、極めて大事だと思っております。

我々は、法施行三年をめどに検討を加えて、必要な法的な措置を加えるということを附則に書いておりますけれども、将来的には、統合の方向をやはり検討していくべきだと思います。

ただ、今の農業共済は、旧食管制度があつたときに、価格が固定されているという時代に、収量保険として基本的には設計されています。Pが一定なので、Qの変化だけ見れば、事実上、それがP・Q保険、つまり収入保険的に機能しておつたんですね。中で、収量だけを見る保険で本当にいいのかというところはありますし、収入保険的な議論をしていく中で、あるいは、保険の運用、実際の現場の確認、こういったことを誰にやつていたらいいのかということを考えていけば、国家の保険としてやつっていくのか、あるいは、共済制度で現場の運用になれた農協の皆さんにお願いをしていくのか、こういったことは、まさに議論をかけてしつかりと調整をしながら、現場の混乱のない中で進めていくことが必要です。

いずれにしても、P・Q保険、収入保険の方に物事の考えをだんだん收れんさせていくことは必要だというふうに思つております。

○鈴木義委員 ありがとうございます。

ということは、五年後には確実に生産調整を废止するというのが前提になつていないとやはりだめなんだと思うんですね。それもまたずるずると、七年たつのか、十年たつのか。それではまた農家の人は混乱するんだと思うんですね。だから、やめるならやめるときちつと今言つて、さあ、それに対してもうするか。

大臣は今まで答弁の中で、經營体がよく考えてくれというのをいつもおっしゃられるんです。

先週、私たちの机の上に、飼料米の課題と対策といふペーパーで、私がさんざんしつこく言つていたものが、やはり資料が出てきたんだと思つて、読み返したんです。

それで、都道府県ごとにどのくらいの飼料米を目標設定するんだ、トン数を出してくれと言つた藤副大臣「持つてないですね」と呼ぶ)ああ、そうですか。きょうはちよと持つてこなかつたんですね。

毎回同じような質問をするんですけども、結局、飼料米をつくろうか、主食米でやろうか、大豆をつくろうか、麦をやりましようかといなが、経営体がどこで判断すればいいのか。今回の衆法もそうですし、閣法もそうなんですが、も、そのところがよくわからんないです。

二十六年度、とりあえずやってみましょうという話でスタートするんでしようけれども、あるならば、今御答弁いたいたように、P.AND Qだとかと書いて、プライスと量のことを言つているんだと思うんですねけれども、でも、確実に、来年はもしかすると主食用のお米を八万トン食べないといふのは統計で出ちやつているわけですね。では、どこを下支えしていけばいいのかといふところに行き着くんだと思います。

もう一度、五年後には生産調整を廃止するというのをきちっとこの場で言つていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○江藤副大臣 それはできないであります。私でも、さすがにそれはできないであります。これは、党の幹部の先生方と本当に議論を重ねて、それで目途という言葉を決めたわけであります。しかし、七千五百円にするということ、大きなメッセージとして生産者の方々にはもう伝わっていると思います。ですから、国家の決断というものの重さは、私は、現場にはかなりの重きで伝わっているというふうに考えてています。

○鈴木(義)委員 先ほど豚の話が出たんですけれ

ども、アメリカでは、何か下痢をしちゃつた豚が多くて、四百万頭潰したという話も出ていますし、日本でも同じような病状が出てるわけです。

ですから、毎回同じような話をするとと思うんですね。

すけれども、結局、食料安全保障というのはどこ

を基準にするんだということだと思います。

だから、やはり、それであるんだたら、その

制度を、農政の大転換だと言われて、私は、四年

前の農地法改正を、衆議院の選挙の前に自民党が

出してきた法案で、これで農地が集積されていく

ことによって、あと、所有者と使用者を分けた。

そこに、使用者の方は株式会社でも非農家でも、

誰でも意欲のある人は入つてきていいよ、それ

で、やる人はやるだろうというふうに思うんで

す。

でも、今ずっと議論を聞いていても、ほとん

ど、水田のフル活用というのは、答えがないんで

すけれども、農業、農地といふふうに一くくりに

されると、野菜だとか果樹をやつて、酪農の

人たちは、全然違う話になつちやうんだと思うんで

すよね。

そこで、いつも農水省の方から資料をいただく

んですけれども、多面的機能の発揮する法律に基づいて、六法のうちですけれども、適用範囲が、

農法の方は農振地域と限定されていて、衆法の方は、そうじやないところも対象にしますよといふことなんですけれども、どこの資料を見ても、で

農水の方は、必ず六次産業化といふ言葉で渦してしまふんです。

例えば、私がトマト農家だとして、何軒かの農

家人と鈴木ファームでトマトジュースをつくりましようといったときに、スーパーでそのジュースを売り始めたときに、片や大手のカゴメさんのトマトジュースが売つていて、鈴木ファームでつくったジュースが並んでいて、消費者はどうちをとるかといったら、やはりカゴメさんになるんだと思うんですね。

プリンをつくつている会社もありますし、ケー

キにトライをして、確かに大臣表彰をもらつた養

鶏農家の人がいます、地元であつても。でも、

ケギをつくつて三十年も五十年も一生懸命創意工夫してやつてある人にどれだけ追いつけ

る、農業が存続できれば、条件の不利なところでも不公平感を払拭するように考えてるんですけど

いうのは、確かに聞こえはいいことだと思うんで

す。でも、これも私は時代錯誤だと思ってるの

は、自給自足を前提にしている、昔の、廢藩置県

の時代より前の話だと思うんです。隣の村で飢饉

が起きたときに、自分のところだけはならないよ

うにといつて、米をつくつたり、麦をつくつたり、ソバをつくつてきたんだと思うんですね。だから、そこに対しても、結局、それは、山を開墾したり雑木林を開拓したりして、農地として耕しては成り立たないんだよというのは、みんなわかっているわけなんですよ。

環境保全をうたう、幾つもそういう言葉が出て

くるんですけど、だつたら、一度、山に戻す

んだつたら戻す、農地で使うのなら農地で使う、

そのところを、やはりもう方向を出していった

方がいいと思うんです。

何を一番申し上げたいかといったときに、地元の農家ので、米を五町歩つくつて、いる農家の人が、中間管理機構をつくりました。今回の経営安

定化交付金も含めて農政の大転換になつていつたときには、鈴木さん、一番問題なのは、離農をしやすくなるかさせないかということなんですよ。

すぐさせるかさせないかといふことは、違う仕事をその地域で

離農させるといふことは、違う仕事をその地域で

見つけ出してあげるということなんですよ。それを農水の方は、必ず六次産業化といふ言葉で渦してしまふんです。

例えば、私がトマト農家だとして、何軒かの農

家人と鈴木ファームでトマトジュースをつくりましようといったときに、スーパーでそのジュースを売り始めたときに、片や大手のカゴメさんのトマトジュースが売つていて、鈴木ファームでつくったジュースが並んでいて、消費者はどうちをとるかといったら、やはりカゴメさんになるんだと思うんですね。

プリンをつくつている会社もありますし、ケー

キにトライをして、確かに大臣表彰をもらつた養

鶏農家の人がいます、地元であつても。でも、

ケギをつくつて三十年も五十年も一生懸

命創意工夫してやつてある人にどれだけ追いつけ

る、農業が存続できれば、条件の不利なところでも不公平感を払拭するように考えてるんですけど

いうのは、確かに聞こえはいいことだと思うんで

す。でも、これも私は時代錯誤だと思ってるの

は、自給自足を前提にしているの

時代より前の話だと思うんです。隣の村で飢饉

が起きたときに、自分のところだけはならないよ

うにといつて、米をつくつたり、麦をつくつたり、ソバをつくつてきたんだと思うんですね。だから、そこに対しても、結局、それは、山を開墾したり雑木林を開拓したりして、農地として耕しては成り立たないんだよというのは、みんなわかっているわけなんですよ。

環境保全をうたう、幾つもそういう言葉が出て

くるんですけど、だつたら、一度、山に戻す

んだつたら戻す、農地で使うのなら農地で使う、

そのところを、やはりもう方向を出していった

方がいいと思うんです。

何を一番申し上げたいかといったときに、地元の農家ので、米を五町歩つくつて、いる農家の人が、中間管理機構をつくりました。今回の経営安

定化交付金も含めて農政の大転換になつていつたときには、鈴木さん、一番問題なのは、離農をしやすくなるかさせないかといふことは、違う仕事をその地域で

見つけ出してあげるということなんですよ。それを農水の方は、必ず六次産業化といふ言葉で渦してしまふんです。

例えば、私がトマト農家だとして、何軒かの農

家人と鈴木ファームでトマトジュースをつくりましようといったときに、スーパーでそのジュースを売り始めたときに、片や大手のカゴメさんのトマトジュースが売つていて、鈴木ファームでつくったジュースが並んでいて、消費者はどうちをとるかといったら、やはりカゴメさんになるんだと思うんですね。

プリンをつくつている会社もありますし、ケー

キにトライをして、確かに大臣表彰をもらつた養

鶏農家の人がいます、地元であつても。でも、

ケギをつくつて三十年も五十年も一生懸

命創意工夫してやつてある人にどれだけ追いつけ

る、農業が存続できれば、条件の不利なところでも不公平感を払拭するように考えてるんですけど

いうのは、確かに聞こえはいいことだと思うんで

す。でも、これも私は時代錯誤だと思ってるの

は、自給自足を前提にしているの

時代より前の話だと思うんです。隣の村で飢饉

が起きたときに、自分のところだけはならないよ

うにといつて、米をつくつたり、麦をつくつたり、ソバをつくつてきたんだと思うんですね。だから、そこに対しても、結局、それは、山を開墾したり雑木林を開拓したりして、農地として耕しては成り立たないんだよというのは、みんなわかっているわけなんですよ。

環境保全をうたう、幾つもそういう言葉が出て

くるんですけど、だつたら、一度、山に戻す

んだつたら戻す、農地で使うのなら農地で使う、

そのところを、やはりもう方向を出していった

方がいいと思うんです。

何を一番申し上げたいかといったときに、地元の農家ので、米を五町歩つくつて、いる農家の人が、中間管理機構をつくりました。今回の経営安

定化交付金も含めて農政の大転換になつていつたときには、鈴木さん、一番問題なのは、離農をしやすくなるかさせないかといふことは、違う仕事をその地域で

見つけ出してあげるということなんですよ。それを農水の方は、必ず六次産業化といふ言葉で渦してしまふんです。

例えば、私がトマト農家だとして、何軒かの農

家人と鈴木ファームでトマトジュースをつくりましようといったときに、スーパーでそのジュースを売り始めたときに、片や大手のカゴメさんのトマトジュースが売つていて、鈴木ファームでつくったジュースが並んでいて、消費者はどうちをとるかといったら、やはりカゴメさんになるんだと思うんですね。

プリンをつくつている会社もありますし、ケー

キにトライをして、確かに大臣表彰をもらつた養

鶏農家の人がいます、地元であつても。でも、

ケギをつくつて三十年も五十年も一生懸

命創意工夫してやつてある人にどれだけ追いつけ

る、農業が存続できれば、条件の不利なところでも不公平感を払拭するように考えてるんですけど

いうのは、確かに聞こえはいいことだと思うんで

す。でも、これも私は時代錯誤だと思ってるの

は、自給自足を前提にしているの

時代より前の話だと思うんです。隣の村で飢饉

が起きたときに、自分のところだけはならないよ

うにといつて、米をつくつたり、麦をつくつたり、ソバをつくつてきたんだと思うんですね。だから、そこに対しても、結局、それは、山を開墾したり雑木林を開拓したりして、農地として耕しては成り立たないんだよというのは、みんなわかっているわけなんですよ。

環境保全をうたう、幾つもそういう言葉が出て

くるんですけど、だつたら、一度、山に戻す

んだつたら戻す、農地で使うのなら農地で使う、

そのところを、やはりもう方向を出していった

方がいいと思うんです。

何を一番申し上げたいかといったときに、地元の農家ので、米を五町歩つくつて、いる農家の人が、中間管理機構をつくりました。今回の経営安

定化交付金も含めて農政の大転換になつていつたときには、鈴木さん、一番問題なのは、離農をしやすくなるかさせないかといふことは、違う仕事をその地域で

見つけ出してあげるということなんですよ。それを農水の方は、必ず六次産業化といふ言葉で渦してしまふんです。

例えば、私がトマト農家だとして、何軒かの農

家人と鈴木ファームでトマトジュースをつくりましようといったときに、スーパーでそのジュースを売り始めたときに、片や大手のカゴメさんのトマトジュースが売つていて、鈴木ファームでつくったジュースが並んでいて、消費者はどうちをとるかといったら、やはりカゴメさんになるんだと思うんですね。

プリンをつくつている会社もありますし、ケー

キにトライをして、確かに大臣表彰をもらつた養

鶏農家の人がいます、地元であつても。でも、

ケギをつくつて三十年も五十年も一生懸

命創意工夫してやつてある人にどれだけ追いつけ

る、農業が存続できれば、条件の不利なところでも不公平感を払拭するように考えてるんですけど

いうのは、確かに聞こえはいいことだと思うんで

す。でも、これも私は時代錯誤だと思ってるの

は、自給自足を前提にしているの

時代より前の話だと思うんです。隣の村で飢饉

が起きたときに、自分のところだけはならないよ

うにといつて、米をつくつたり、麦をつくつたり、ソバをつくつてきたんだと思うんですね。だから、そこに対しても、結局、それは、山を開墾したり雑木林を開拓したりして、農地として耕しては成り立たないんだよというのは、みんなわかっているわけなんですよ。

環境保全をうたう、幾つもそういう言葉が出て

くるんですけど、だつたら、一度、山に戻す

んだつたら戻す、農地で使うのなら農地で使う、

そのところを、やはりもう方向を出していった

方がいいと思うんです。

何を一番申し上げたいかといったときに、地元の農家ので、米を五町歩つくつて、いる農家の人が、中間管理機構をつくりました。今回の経営安

定化交付金も含めて農政の大転換になつていつたときには、鈴木さん、一番問題なのは、離農をしやすくなるかさせないかといふことは、違う仕事をその地域で

見つけ出してあげるということなんですよ。それを農水の方は、必ず六次産業化といふ言葉で渦してしまふんです。

例えば、私がトマト農家だとして、何軒かの農

家人と鈴木ファームでトマトジュースをつくりましようといったときに、スーパーでそのジュースを売り始めたときに、片や大手のカゴメさんのトマトジュースが売つていて、鈴木ファームでつくったジュースが並んでいて、消費者はどうちをとるかといったら、やはりカゴメさんになるんだと思うんですね。

プリンをつくつている会社もありますし、ケー

キにトライをして、確かに大臣表彰をもらつた養

鶏農家の人がいます、地元であつても。でも、

ケギをつくつて三十年も五十年も一生懸

命創意工夫してやつてある人にどれだけ追いつけ

る、農業が存続できれば、条件の不利なところでも不公平感を払拭するように考えてるんですけど

いうのは、確かに聞こえはいいことだと思うんで

す。でも、これも私は時代錯誤だと思ってるの

は、自給自足を前提にしているの

時代より前の話だと思うんです。隣の村で飢饉

が起きたときに、自分のところだけはならないよ

うにといつて、米をつくつたり、麦をつくつたり、ソバをつくつてきたんだと思うんですね。だから、そこに対しても、結局、それは、山を開墾したり雑木林を開拓したりして、農地として耕しては成り立たないんだよというのは、みんなわかっているわけなんですよ。

環境保全をうたう、幾つもそういう言葉が出て

くるんですけど、だつたら、一度、山に戻す

んだつたら戻す、農地で使うのなら農地で使う、

そのところを、やはりもう方向を出していった

方がいいと思うんです。

何を一番申し上げたいかといったときに、地元の農家ので、米を五町歩つくつて、いる農家の人が、中間管理機構をつくりました。今回の経営安

定化交付金も含めて農政の大転換になつていつたときには、鈴木さん、一番問題なのは、離農をしやすくなるかさせないかといふことは、違う仕事をその地域で

見つけ出してあげるということなんですよ。それを農水の方は、必ず六次産業化といふ言葉で渦してしまふんです。

例えば、私がトマト農家だとして、何軒かの農

家人と鈴木ファームでトマトジュースをつくりましようといったときに、スーパーでそのジュースを売り始めたときに、片や大手のカゴメさんのトマトジュースが売つていて、鈴木ファームでつくったジュースが並んでいて、消費者はどうちをとるかといったら、やはりカゴメさんになるんだと思うんですね。

プリンをつくつている会社もありますし、ケー

キにトライをして、確かに大臣表彰をもらつた養

鶏農家の人がいます、地元であつても。でも、

ケギをつくつて三十年も五十年も一生懸

命創意工夫してやつてある人にどれだけ追いつけ

る、農業が存続できれば、条件の不利なところでも不公平感を払拭するように考えてるんですけど

いうのは、確かに聞こえはいいことだと思うんで

す。でも、これも私は時代錯誤だと思ってるの

は、自給自足を前提にしているの

時代より前の話だと思うんです。隣の村で飢饉

が起きたときに、自分のところだけはならないよ

うにといつて、米をつくつたり、麦をつくつたり、ソバをつくつてきたんだと思うんですね。だから、そこに対しても、結局、それは、山を開墾したり雑木林を開拓したりして、農地として耕しては成り立たないんだよというのは、みんなわかっているわけなんですよ。

環境保全をうたう、幾つもそういう言葉が出て

くるんですけど、だつたら、一度、山に戻す

んだつたら戻す、農地で使うのなら農地で使う、

そのところを、やはりもう方向を出していった

方がいいと思うんです。

何を一番申し上げたいかといったときに、地元の農家ので、米を五町歩つくつて、いる農家の人が、中間管理機構をつくりました。今回の経営安

定化交付金も含めて農政の大転換になつていつたときには、鈴木さん、一番問題なのは、離農をしやすくなるかさせないかといふことは、違う仕事をその地域で

見つけ出してあげるということなんですよ。それを農水の方は、必ず六次産業化といふ言葉で渦してしまふんです。

例えば、私がトマト農家だとして、何軒かの農

家人と鈴木ファームでトマトジュースをつくりましようといったときに、スーパーでそのジュースを売り始めたときに、片や大手のカゴメさんのトマトジュースが売つていて、鈴木ファームでつくったジュースが並んでいて、消費者はどうちをとるかといったら、やはりカゴメさんになるんだと思うんですね。

面的機能を守つていくという活動を見据えた場合

すね

村副大臣にお願いいたします。

の話はいいがでたして、もう一つお聞きした

に、農振指定のある農用地以外の農用地でも、一定程度それと同じ目的に資するところがあるといふところに限つてそういう配慮をしようといふことではございまして、野方図に支援の輪を広げていこうということではございません。

○坂本委員長 大串君
す。簡潔に答弁をお願
い。ただいて、終わりに
○大串(博)議員 はい。

一度提出者の方から御答弁
したいと思います。
、時間が経過しておりま
いします。

○西村副大臣 全く事實でない報道、あるいは推測のもとに書かれた報道、こうしたことが多いものですから、その点について注意を促したものと
いうふうに考えております。

いと思います。
今までいろいろな議論の中で、TPPは、フロマン代表も、そしてオバマ大統領も権限が与えられていない、こう言います。しかし、それは逆に、日本を振り返ってみてください。日本で、国

さらには、中山間において、農業が存続できれば条件不利地でも対象としている。これも野方図に広がっていくのではないかという御懸念もござ

す。 私たちは、まさにその問題点が産業政策と地域政策を分けることの問題点だと思つております。

ります。国会の中でも、決議をやって、関心があります。ただ、何かが漏れてはいけなければ、全くうそを書いているとは思えないわけです。

会議、そして与党の中の決議、いろいろあります。そして、TPPが、オバマ大統領が来て妥結するのか、それともまた、それは越えてこれから

いましたけれども、別途の規定におきまして、現に耕作または養畜の目的に供されおらず、かつ、引き続き耕作または養畜の目的に供されないと見込まれる農用地については外す、対象から外していくこととも別途定めておりまして、今おっしゃったように、農地として使われていかなるものに関しては林に戻すとか、そういう形で農業とは違う考え方をしていただくことよりもこの考え方の中に盛り込んでおるといふ感じでござります。

地域において営農を継続できるような形を「くつっていく」。営農を継続できるような形を「くつっていく」として、農地が農地として守られていくことによって、先ほどおっしゃったように、農村地域において人がいなくなる、結局、多面的機能を守るといっても誰がそれをやるんだ、コストだけが高いじゃないかというような事態にならないようになると、それが私たちの基本的な理念でございまして、まさにおっしゃっている理念と同じようなことを考えてのことだということふうに、それによって、先ほどおっしゃったように、農地が農地として守られていく。それによって、先ほどおっしゃったように、農地が農地として守られていくことによって、農地が農地として守られていく。

そういう意味では、秘密保持ということを言つてゐる部分の中でいければ、やはり政府もそこはしっかりとして、途中で少し流れるようなことがあれば、そこに臆測を呼ぶ、その臆測が疑心暗鬼になつてゐる。やはりそこは、情報をしっかりと開示するという中での秘密会をやるのか、それとも情報管理をしっかりとするのか、西村副大臣、その点はどう考えておられますか。

○西村副大臣　日本の仕組みとしては、政府が外交交渉をし、その後に、でき上がった条約案について国会に御承認いただくというのが日本のスタイルでありますので、政府としては、国会に御承認いただけるその範囲を、これは国会決議も踏まえながら、しつかりと見定めながら交渉を進めているところであります。

○鈴木(義 委員) 早いうちにそれをきちっとやつていかないと、これも過去に質問をされたんですねけれども、一〇五〇年に日本の国土の三分の一に人が住まなくなる。あとたかが三十六年なんですが、ここにいる人は誰もいないかもしれないんですけれども。

に御理解いただければと思います。
○鈴木(義)委員 ありがとうございました。
○坂本委員長 次に、村岡敏英君。
○村岡委員 日本維新の会、村岡敏英でございま
す。

いくという観点と、それから、日本本が交渉する中で、やはり手のうちに見せないとという意味での交渉の内容を明らかにしないという両方の視点があると思います。

アメリカはアメリカで、これは最終的に議会の権限でありますので、それがない中ではありますけれども、しつかりと議会に理解してもらえるといふ、各國がやるべき話の一として、アメリカもしつかりとそれは責任を持つて対応してもらつてはいるというふうに思ひます。

でも、それは、農村の維持というふうに言ひながら、農村で生活すること自体が、例えば農業集落排水一つとっても、三十軒で一つのコミプラを運営していたとしますね。人が住まなくなってきたて、では、十軒でそのコミプラを管理運営しなくてやならないといったときに、誰がその費用負担をするのかということなんですね。そうなつたときにはやはり出てこないんだと思うんです。だから、農村で住むこと 자체がコストがかさんでしまうということになれば、都市部からそっちに移る人はやはり出てこないんだと思うんです。だから、多面的機能を發揮させるんだと言ひながら、実際はそれが本当に農村の維持になつてゐるのかといつたときに、水路の管理だとか農道の管理だけで済むことじやなくなつてくるんだと思うんで

報道はいろいろされています。米は関税が守られて、牛肉は九%以上とかいろいろな報道がなされて、もちろん、報道ですから、それが事実なのかどうか、今現在わかつてない状況です。しかしながら、例えば、自民党的それぞれの議員がそれをによつて右往左往しながらいるのをまた報道で見ていて、それは事実としているのをまた報道で見ています。それは事実だと思います。

そこで、報道に対して、政府対策本部の澁谷内閣審議官は記者会見で、新聞、通信、テレビ各社に報道を見直すよう異例の要請を行つたといふ計画がありますけれども、見直すよつにということは、西はどんなことを要請するんでしょうか。これは西

○村岡委員 我々は、情報開示をしっかりと秘密会か何かでやつてほしいということはあるんですけれども、一方、それをやらないといふときには、やはり情報管理はしっかりといただきたい、報道を責めるというだけじゃなくて。多分、出ているのは党内で出ていると思うんですね、そういう疑惑心暗鬼は。そこで語るからこそ、こういうことがあるんじやないか、ああいうことがあるんじやないかと語るから、新聞は書く。新聞は事実を確認していないかもせんけれども。

○村岡委員 となりますと、最終的には国会の承認ですから、そこで承認が得られなければ、当然、最終的にＴＰＰ妥結とはなりません。ただ、途中の交渉の中で、よく言われる決議の部分、これを踏み越えて、高い位置でいろいろなことを考えて妥結しなきやいけないということがある。これは国会承認とは別です。与党の中での部分では、それはどう考えられておられるか。

やはり高い位置で、我々は、ＴＰＰ交渉参加はしつかりしながら、農業対策はしつかりしていくという考え方ですから、例えば、その中での決断のときには、決議を超えて高い位置で、国益を考えた場合にはあり得ると考えてよろしいんでしようか。

○西村副大臣 我々は、決議はしっかりと踏まえて交渉を進めておりますし、繰り返しになりますが、最終的に国会承認が得られるということを見定めながら交渉を進めているところであります。

それから、高い視点から、高い観点からと総理もおっしゃつておられますけれども、これは、TPPそのものは、アジア太平洋に自由な貿易、投資、あるいは知的財産を守る政府調達をオープンにしていく、こうした高いレベルのルールの野心的なものをつくっていこう、これは日本の国益とともに合致するものでありますので、こうした視点を見据えて、大きな観点で進めていこうとうござります。

ぜひこの点も御理解をいただければというふうに思います。

○村岡委員 やはり秘密交渉の中でやっていますので、野心とか高い観点とか、非常に抽象的な言葉しか出ないのもこれはいたし方ない、こう思つております。

そこで、林大臣にもお聞きしたいんですけれども、先ほど言いました、報道によれば、TPPが今最終局面になっている。先ほどの大臣の答弁は、期限は別に切つてはいない、こう言います。

しかし、交渉事というのはいつか期限は切らなければ、やはりいけないわけとして、例えば、そのまま妥結するのか撤退するのかも、その部分の中では、今報道しているように、いろいろな今の交渉事で差はあるけれども、ある程度行つて、理解が深まり、もうそろそろ、その一つを乗り越えれば最終局面に入り、妥結できる場面になつていると思つてゐるのか思つていらないのか、お聞きしたいと思います。

○林国務大臣 先ほど申し上げましたように、これはやはり、期限を切つて交渉するということになると、足元を見られるということでございます。WTOの交渉もそうですが、何年もかかつてもまだ継続中というものもございますので、先ほど申し上げましたように、大統領が訪日されるとい

うのは一つの節目であることは事実でありますけれども、特定の期限を設けずに、我が国の国益を最大限実現するように、決議を踏まえて全力を尽くす考えでございます。

○村岡委員 最終局面に来てはいるような報道が一方であり、いや、なかなか、期限を切つてないというのがあつて、一体TPP交渉はどうなるのかというのはまだ結論は出ていないわけだけれども、やはり決議の部分でなければ、与党がしっかりとやつていくことは、これは交渉事ですので、ぜひ西村副大臣初め政府の方でそこは頑張つていただきたいと思います。

一方、TPPが国会で承認されるということになるとやつていくことは、これは交渉事ですので、ぜひ西村副大臣初め政府の方でそこは頑張つていただきたいと思います。

西村副大臣、どうぞ次の質問に。ありがとうございます。

また、質問で通告していたトウモロコシのことに関するお聞きしたいんです。

同僚の鈴木議員が、トウモロコシのことに関しても、そのときは、我々は農業対策に関してはしっかりと協力していきたいとは思つております。

西村副大臣、どうぞ次の質問に。ありがとうございます。

そこで、その意味合いがなくて、今回、飼料米ということ、それからまたトウモロコシを

飼料作物として使うという、この検討はされたんでしょうか、されていなかつたんでしょうか。

○佐藤政府参考人 先生の御質問の趣旨、必ずしも十分私は理解できているかどうかはわかりませんが、今回の米施策の見直しの中におきまして、

需要をオットバーした米をどういうふうに転換していくかといったようなことからいろいろと検討してきましたところがございまして、その中で、やはり

餌米の生産の振興といったようなことは検討したところがございまいます。その際、トウモロコシについてどうするかということについては、そこまで

検討の域には達していないなかつたというような状況に相なつてゐるところでございます。

○村岡委員 していないということであれば、飼料作物というのは、トウモロコシをやはり研究すべきじゃないか、こう思つております。

この前、江藤副大臣が、水田に植えるには、トウモロコシは湿度に弱く、高温多雨の日本の気候の中ではなかなか管理も難しい、こういうふうなお話でした。

別に全部田んぼに植えてくれという話じゃなくして、トウモロコシというのは、飼料作物としては、これは牛にも豚にも鳥にも非常にすぐれているものだ、そして、専門家によつては、しっかりと日本でできると言つてゐる学者もたくさんいます。

もちろん、今すぐできるかどうかは別に、これを研究していくということは考えられないかどうか、江藤副大臣にお聞きいたします。

○江藤副大臣 もちろん、先生のおつしやるようになります。

もちろん、今すぐできるかどうかは別に、これに、つくればいいと思いますよ。

飼料米にどうして我々がこれだけこだわるかと

いうと、専門家の御意見を随分、私が当選一回ぐらいいのときから検討してきたわけですねけれども、非常にトウモロコシとの代替性が高い。デン粉であつて、もちろん、米に含まれているすぐれてい

る部分があつて、トウモロコシにはない部分があつたり、逆の部分もあつて、飼料米は非常に代替がしやすいんです。

ですから、答弁させていただきましたけれども、日本には十分に利活用されていない水田がたくさんありますので、水田フル活用ビジョンをつ

くつて、やはり本当は排水暗渠等を入れて乾田化していろいろな作物をつくれるようにするのが一番ベストですけれども、それには大変な構造改善もかかりますから、まず早急に取りかかれ

る課題としては、米から米へ、でも、米であつても飼料用の米というものが政策上の合理性が高いと

○村岡委員 ゼひ、将来的な意味でも結構です

で、やはりトウモロコシも研究して、大量にできる、そして、排水とかそういうのをしっかりとす、その中で、やはり餌米だけじゃなく、トウモロコシも研究していただきたい、こういうふうに思つております。

学者によつては、例えば、十アールで一トンとすれば、百万ヘクタールがあれば一千万トンとれる、そうすると、トウモロコシは一千六百万トン輸入をしているわけで、もう六割ぐらいができる、それは研究によつてだと言つてゐる学者もたくさんあります。そして、コストが非常に安いと

いうことを試算してゐるものもあります。やはり、少し研究をぜひしていただきたい、こういうふうに思つておられます。大臣、ぜひちょっとトウモロコシの研究もしていただきたいと思つてゐるんです。

○林国務大臣 今回の改革の中で、戦略作物助成を続けてやつていくこと、こういうことでございま

すので、餌米は八万円プラスマイナス二万五千円、加工用米二万円等とやつておりますが、麦、大豆、飼料作物も、実は十アール三万五千円の単価でやつていくこと。この飼料作物の中にはトウモロコシ等も含まれるということでございますの

で、そういうものを活用してやつていただきたいと思いますし、いろいろな方が研究をされておられますので、我々も注目をしつつ、対応をしてまいりたいというふうに思つております。

○村岡委員 実を言うと、研究者の学者だけじゃなくて、いろいろなところに、現場に行つて、農家に聞いています。農家の人たちも結構そういう話をするので、ぜひちょっと研究をしていただきたい、こう思つております。

そして、もう一つきょうは質問するということの中で、まだ具体的には決まっておりませんけれども、農協改革、我々の党は、農協の進化という話をするので、ぜひちょっと研究をしていただきたい、こう思つております。

大臣も、農協みずからが改革していく方向が一

番ベストだというふうなことも前に言われておりましたけれども、その中で、農協に対して、例えば、こういうことはやはりもう少し改革した方がいい、こういうところは改善した方がいい、こういう部分は大臣としてはどう思われているのかお聞きしたい、こういうふうに思っています。

○坂本委員長 林大臣、申し合わせの時間が経過しておりますので、簡潔にお願いします。

○林国務大臣 はい。

農業者の協同組織である農協ということが基本でありますので、まさに、有利に販売し、そして有利に購入する、このことを農家がやれるためにどうサポートするのか、これが一番大事なことでありますので、まず、単協が経済事業を工夫できるようにする、それをサポートする連合会、中央会はどうしたらいいか、こういうことがやはりなくてはいけないと思つております。今委員おっしゃつていただきたいように、会社と同様の民間組織ということをございますので、原点に立ち返つて自己改革を進めていただく、これが基本であると考えております。

○村岡委員 時間が参りましたので、この件はまた改めでお願いいたします。ありがとうございます。

○坂本委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十八分散会

平成二十六年五月二十一日印刷

平成二十六年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A